

第2章 NPO 法人の設立について

1 設立の認証のための申請手続

(1) 認証の申請

イ NPO 法人を設立するためには、県条例で定めるところにより、次の①～⑩の書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける必要があります（法 10①）。

- ① 定款
- ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
- ③ 役員の就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 役員の住所又は居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 人以上の氏名及び住所又は居所を示した書面
- ⑥ 確認書
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

[令和2年改正点]

ロ NPO 法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です（法 10①）。所轄庁は、提出された書類の一部（役員名簿については、役員の住所又は居所に係る記載を除いたもの。以下「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から 2 週間、公衆の縦覧に供するとともに、遅滞なく、申請があった旨、申請のあった年月日及び特定添付書類に記載された事項を、インターネットの利用により公表することとなります（法 10②）。

ハ 所轄庁は、認証又は不認証の決定を行うまでの間、縦覧事項の公表を行います（法 10③）。

ニ 提出書類に不備があるときは、その不備が所轄庁の条例で定める**軽微なもの**^(注)である場合に限り、補正をすることができます（申請書を受理した日から 1 週間に満たない場合に限る。）（法 10③）。

(注) 軽微なものとは、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものです（県条例 2 の 2）。

(2) 認証又は不認証の決定

所轄庁は、正当な理由がない限り、縦覧期間を経過した日から 2 カ月以内に認証又は不認証の決定を行い、書面により通知します（法 12②③）。

(3) NPO 法人成立後の届出

設立の認証後、申請者が、主たる事務所の所在地において設立の登記を行うことで法人が成立します（法 13①）。設立の登記は、組合等登記令に従って、設立認証の通知があった日から 2 週間以内に行う必要があります（組登令 2 ①）。

NPO 法人は、登記により法人として成立した後、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び NPO 法人成立時に作成した財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければなりません（法 13②）。なお、設立の認証を受けた者が設立の認証が

あった日から6カ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります（法13③）。また、認証年月日から6カ月経過した認証書では、登記ができませんのでご注意ください。

2 認証の基準

所轄庁は、NPO法人を設立しようとする者からの申請について、次の①～④の基準に適合すると認められるときには、その設立を認証しなければなりません（法12①）。

- ① 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること
- ② 当該申請に係るNPO法人が**特定非営利活動**^(注1)を行うことを主たる目的とし、営利を目的としないものであって、次のイ及びロのいずれにも該当し、その活動が、次のハ～ホのいずれにも該当する団体であること（法2②関連）
 - イ **社員**^(注2)の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
 - ハ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
 - ニ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと^(注3)
 - ホ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- ③ 当該申請に係るNPO法人が次のイ及びロに該当しないものであること
 - イ 暴力団
 - ロ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- ④ 当該申請に係るNPO法人が10人以上の社員を有するものであること

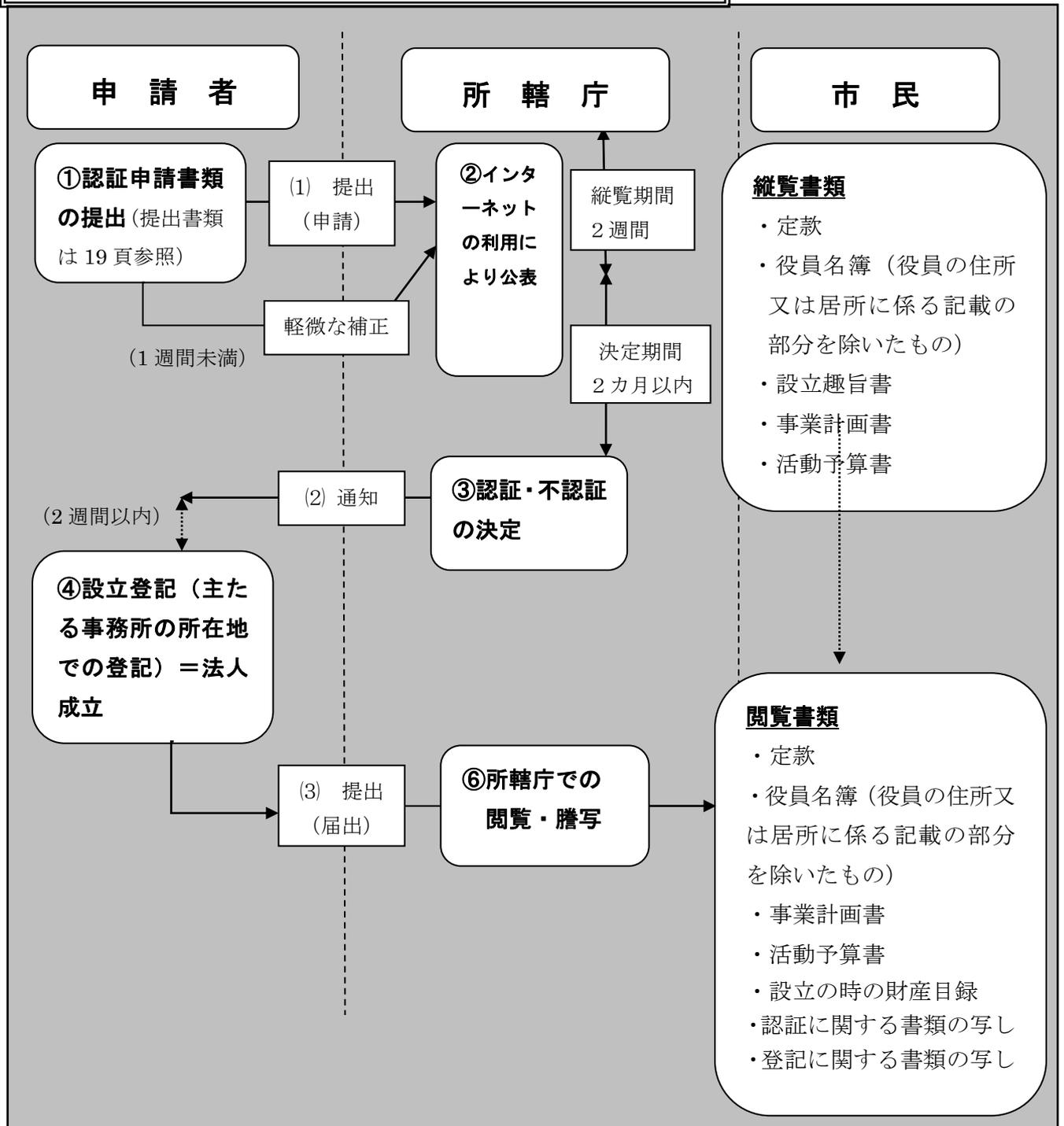
(注1) 特定非営利活動とは、以下の①～⑳に掲げる活動であって（法別表）、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものです（法2①）。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救援活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の推進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- ⑳ 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

(注2) 社員とは社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者がこれに該当します。

(注3) 政治活動には具体的な施策を推進することは含まれません。

《参考》設立の認証申請から登記完了の届出までのフロー



3 認証申請時に提出する書類一覧

認証申請時に提出する書類

提出書類のリスト	参照頁
設立認証申請書	20、21
定款	22～32
役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	33
就任承諾及び誓約書の謄本	34
役員の住所又は居所を証する書面 ^(注)	—
社員のうち10人以上の者の名簿	35
確認書	36
設立趣旨書	37
設立についての意思の決定を証する議事録の謄本	38、39
設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	40～43
設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	44～47

(注) 申請の日前6カ月以内の住民票の写し等(県条例第2条第2項、第4項)

※ 上記の提出書類に補正が必要な場合の提出書類(軽微なものに限る。)

- ・ 補正書(48頁参照)

様式は、和歌山県県民生活課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/index.html>

様式例・記載例 (法第10条第1項関係)

別記第1号様式(第2条関係)

「別記第〇様式(第〇条関係)」
は県規則で定める様式であるた
め、様式のとおり作成する

申請書の提出年月日を記載
する

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者は、設立総会等で選任さ
れた設立代表者の氏名を記載
し、「住所又は居所」は、申請
者の自宅の住所を記載する

申請者 住所又は居所
氏名
電話番号

設立認証申請書

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、下記のとおり特定非営利活動法人を設立する
ことについて認証を受けたいので、申請します。

記

定款の記載と完全に一致させる

1 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇〇

名称の登記には、日本文字、ローマ字、アラビア数字の他、符号として、アンパサン
ド「&」、アポストロフィー「'」、コンマ「,」、ハイフン「-」、ピリオド「.」及び中
点「・」を用いることができる。なお、括弧やカギ括弧等は用いることができない

2 代表者の氏名 △△ △△

理事(理事長)の氏名を記載する
監事の氏名は記載しない

3 主たる事務所の所在地 和歌山県.....

町名及び番地まで記載する

4 その他の事務所の所在地

町名及び番地まで記載する
その他の事務所は、もれなく記載する

5 定款に記載された目的
.....
.....

定款の記載と完全に一致させる

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 上記3及び4には事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 定款(法第10条第1項第1号)
 - (2) 役員名簿(役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第10条第1項第2号イ)
 - (3) 各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第10条第1項第2号ロ)
 - (4) 各役員の名又は居所を証する書面(法第10条第1項第2号ハ)
 - (5) 社員のうち10人以上の者の名(法人にあつては、その名称及び代表者の名)及び住所又は居所を記載した書面(法第10条第1項第3号)
 - (6) 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面(法第10条第1項第4号)
 - (7) 設立趣旨書(法第10条第1項第5号)
 - (8) 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(法第10条第1項第6号)
 - (9) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書(法第10条第1項第7号)
 - (10) 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(法第10条第1項第8号)

特定非営利活動法人 定款例

特定非営利活動法人〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を和歌山県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号、…に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)
- (2)

⋮

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 〇〇〇〇〇事業
- ② 〇〇〇〇〇事業

⋮

(2) その他の事業

- ① △△△△△事業
- ② △△△△△事業

⋮

<第 条>と下線を付した条は、法に定める必要的記載事項である。それ以外の条文は、法人の任意による記載事項である。

<第1条>… (法11①二)

<第2条>… (法11①四)

注：「主たる事務所」と「その他の事務所（＝従たる事務所）」を明確に区分した上で、設置する事務所をすべて記載する。事務所の所在地の記載は最小行政区画（市町村）までとすることもできます。**ただし、その場合には、地番を含めた住所を議事録等に必ず記載する。**

<第3条>… (法11①一)

注：特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要がある。例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載する。

<第4条>… (法11①三)

注：法の別表に掲げる活動の種類のうち、該当するものを選択して記載する（複数の種類の選択も可能）。

<第5条>… (法11①三及び十一)

参考：法5

注1：第1項…法人が行う具体的な事業の内容を記載する。その際、「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」の内容は明確に区分しなければならない。

注2：「その他の事業」を行わない場合は、「この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う」旨を記載し、第1項第2号及び第2項の記載を要しない。

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- ⋮

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

注3：「特定非営利活動に係る事業」において、付随的な事業を行う場合には、「その他この法人の目的を達成するために必要な事業」旨を記載する。ただし、「その他の事業」ではこの旨の記載はできない。

参考：第2項…法5①

<第3章>…社員の資格の得喪に関する事項は必要的記載事項（法11①五）

参考：法2②一イ

<第6条>

注1：ここでいう「社員」とは、団体の構成員のことで、総会議決権を有する者が該当する。

注2：賛助会員等、正会員以外の会員種別を定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して、第2号以降にその旨を記載する。ただし、正会員（社員）以外の会員種別を定款で定めるかどうかは、法人の任意的記載事項。

<第7条>

注1：第6条において、正会員以外の会員について定める場合は、正会員とそれ以外の会員を区別して記載することもできる（以下、第11条まで同じ。）。正会員以外については任意的記載事項。

注2：社員（正会員）以外の会員の入会については、任意の条件を定めることができるが、社員（正会員）の資格取得については、不当な条件を付けてはならない。（法2②一イ）

<第8条>

注：入会金又は会費の設定がない場合は、記載を要しない。

<第9条>

注：第4号…除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置く（第11条参照）。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 〇〇人
- (2) 監事 〇〇人

- 2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

<第10条>

注：退会が任意であることを明確にする。任意に退会できない場合などは法に抵触する。

<第11条>

注：総会の議決以外に理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

<第4章>…役員に関する事項は 必要的記載事項(法11①六)

<第12条>

注1：第1項…理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上としなければならない(法15)。

注2：「理事」及び「監事」を明確に区分する。なお、役員の定数は「〇〇人以上〇〇人以下」というように上限と下限を設けることもできる。

注3：第2項…職名は、理事長、副理事長以外の名称を使用することもできる。

<第13条>

注1：第1項…総会以外で役員を選任することも可能。

注2：第3項…法律上は、理事・監事が6人以上の場合に限り、配偶者若しくは三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができる(法21)。

参考：第4項…法19

<第14条>

注1：第1項…理事長のみが法人の代表権を有する場合に記載する。理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば、「理事全員は、この法人を代表する。」、「理事長及び常務理事は、この法人を代表する。」というような記載をすること。(法16)。

注2：第2項…理事長以外の理事が代表権を有しない場合には、第1項に加えてその旨を明記することが望ましい。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

注3：第3項…副理事長が1人の場合は、「理事長があらかじめ指名した順序によって、」という記載を要しない。

参考：第5項…法18

注4：監事は代表権を有しない。

注5：第4号…総会の開催との整合性をとる。(第23条第2項第3号参照)

注6：第5号…理事会の開催との整合性をとる。(第32条第3号参照)

<第15条>

注1：第1項…(法24①(役員任期は2年以内において定款で定める期間とする。))

注2：第2項…法人運営の円滑化を図るため、第13条において**役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り**、法24②の規定に基づき、任期伸長規定を置くことができる。

注3：第4項…役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被るおそれもあることから、前任者は、辞任又は任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされている。しかし、新たな権限の行使まで認められるものではないから、至急後任者を選任する必要がある。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員任期を伸長することはできない。

<第16条>

参考：法22

<第17条>

注：役員解任は総会の議決の他、理事会の議決やその他の機関の議決でも構わない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日前5日前までに通知しなければならない。

<第18条>

参考：第1項…法2②一口

注：第3項…総会以外に理事会等の機関の議決でも構わない。

<第5章>…会議に関する事項は
必要的記載事項(法11①七)

<第20条>

参考：法14の2及び法14の3

<第22条>

注：定款で理事会等に委任しているもの以外はすべて総会の議決事項(法14の5)。

なお、法定の総会議決事項(定款変更、解散及び合併)以外の事項については、理事会等の議決事項とすることができる(第31条参照)。

<第23条>

注1：第1項…少なくとも年1回通常総会を開催する必要がある(法14の2)。

参考：第2項第1号…法14の3①

注2：第2項第2号…社員総数の5分の1以上を必要とするが、定款をもってこれを増減することは可能(法14の3②)

<第24条>

注：第3項…総会の招集は、定款で定めた方法により、少なくとも総会の日前5日前までに行われなければならない(法14の4)。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

<第 26 条>

注：定款変更の際の定足数は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の 2 分の 1 以上である（法 25 ②）。

<第 27 条>

参考：第 1 項…法 14 の 6

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録（法規 2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 9 ①）。

<第 28 条>

参考：第 1 項及び第 2 項…法 14 の 7

注：第 2 項…書面による表決に代えて、電磁的方法による表決を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 7 ③）。（電磁的方法とは、電子情報処理組織を使用する方法。例えば、電子メールなどがこれに該当する（法規 1 の 2）。）

参考：第 4 項…法 14 の 8

<第 29 条>

注：第 3 項…書面以外に電磁的記録（法規 2）による同意の意思表示を可能とする規定を置くこともできる（法 14 の 9 ①）

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の日の【 】日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

<第6章>…会議に関する事項は
必要的記載事項（法11①七）

<第31条>

注：総会の権能と整合性をとる（第22条参照）。

<第35条>

参考：第2項…法17

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

<第7章>… (法11①八及び九)

<第38条>

<第39条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない。

<第40条>

注：総会の議決以外に、理事会等の機関の議決でも構わない。

<第41条>

注：「法第27条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真実性、明瞭性の原則及び継続性の原則をいう。

<第42条>

注：特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、記載を要しない(法5②)。

<第43条～第45条及び第48条>

注：平成15年の法改正により、「予算準拠の原則」は削除されている(法27一)。現行法上、予算管理を行うか否かは法人の任意であることから、予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載を要しない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の【 】分の【 】以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を受けなければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- (7)
- ⋮

<第47条>…(法11①十)

<第8章>…定款の変更と解散に関する事項は必要的記載事項(法11①十二及び十三)

<第49条>

参考：法25

注1：定款変更の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の2分の1以上が出席し、その出席した社員の4分の3以上の議決が必要となる。

注2：法25③に規定する以外の事項は、事務所の所在地(所轄庁の変更を伴わないもの)(第2条参照)、役員の数に係るもの(第12条参照)、資産に関する事項(第7章参照)、会計に関する事項(第7章参照)、事業年度(第47条参照)、残余財産の帰属すべき者に係るものを除く解散に関する事項(第8章参照)、公告の方法(第9章参照)をいう。

<第50条>

参考：第1項…法31①

第1号…法31①一

第2号…法31①三

第3号…法31①四

第4号…法31①五

第5号…法31①六

第6号…法31①七

第7号以下…法31①二(定款で定

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の【 】分の【 】以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、【〇〇〇】に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の【 】分の【 】以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、【〇〇〇】して行う。(注3)

注3：法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なくこれを公告しなければならない。貸借対照表の公告方法は、以下の4つの方法から選んで定款で定める必要がある(法28の2)。

なお、③を選択する場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合の公告方法として、①か②のいずれかを定めることができる(法28の2③)。

詳細については、手引き 63 頁の「(1)公告方法とその期間等」、64 頁の「(2)定款の記載方法」を参照。

公告方法	【〇〇〇】の記載例
①官報	官報
②日刊新聞紙	〇〇県において発行する〇〇新聞
③電子公告	・この法人のホームページ ・内閣府 NPO 法人ポータルサイト (法人入力情報欄)

めた解散事由の発生)

注：第2項…解散の際には、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となる(法31の2)。

参考：第3項…法31②

<第51条>

参考：法11③、法32

注1：【〇〇〇】に記載する「残余財産の帰属すべき者」は、他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人又は公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人から選定されなければならない(法11③)。

注2：帰属先を定めない場合、又は帰属先が明確でない場合は、国又は地方公共団体に譲渡されるか国庫に帰属されることとなる(法32②③)。

<第52条>

注：定款に特別の定めがない限り、合併の際には、社員総数の4分の3以上の議決が必要(法第34条)。

<第9章>…(法11①十四)

<第53条>

注1：公告とは、第三者の権利を保護するため、第三者の権利を侵害するおそれのある事項について広く一般の人に知らせることである。法人の活動実態に応じて、官報、日刊新聞やインターネットホームページを選択して記載することが考えられる。

注2：定款において、公告方法として官報掲載を定めない場合であっても、以下の①及び②の公告については、選択した公告方法に加え、官報に掲載して行う必要がある。

①解散した場合に清算人が債権者に対して行う公告(法31の10④)

②清算人が清算法人について破産手続開始の申立を行った旨の公告(法31の12④)

第10章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	○	○	○	○
副理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
⋮				
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円（1年間分）
 - (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ▽▽▽円（1年間分）

<附則>

注1：設立当初の記載内容は、成立後において変更しない。

注2：第2項…（法11②）
役員名簿の記載内容と一致させる。

注3：第3項…至年月日は、成立の日から2年を超えてはならない。

総会の開催時期を考慮に入れ、役員任期の末日を事業年度の末日の2～3ヶ月後にずらしておくこと、法人運営に支障をきたすおそれが少ない（第15条注2参照）。

注4：第6項…正会員以外の会員について定める場合は、正会員と区別して記載する。

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	無
副理事長	□□ □□ □□ □□	無
理事	△△ △△ △△ △△ ⋮ ⋮	有 ⋮
監事	▽▽ ▽▽ ▽▽ ▽▽ ⋮ ⋮	無 ⋮

理事の職名を定めている場合は、
それぞれの理事について職名を記載する

役員の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、住民票等の記載と完全に一致させる
 パソコンで変換できない文字は、手書きで記載することも可能
 ※ 「崎」と「崎」や「1丁目2番3号」と「1-2-3」などの違いに注意し、
 住民票等のとおり記載する

(注意事項)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

「就任承諾及び誓約書」の原本は申請者が保管し、役員ごとの謄本を提出する

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

「住所又は居所」「氏名」は、住民票等のおり正確に記入する

監事の場合は
監事と記載する

フリガナを
記載する

住所又は居所
フリガナ
氏名 〇〇 〇〇 印

記名・押印
又は署名

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

(注意事項)

「氏名」、「住所又は居所」の欄には、県条例第2条第2項（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。

特定非営利活動促進法第20条の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第208条の2〔凶器準備集合及び結集〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの
 （内閣府令で定めるもの）：精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

特定非営利活動促進法第21条の要件

役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

（役員総数5人以下の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、含まれることになってはならない

（役員総数6人以上の場合） 配偶者若しくは三親等以内の親族は、それぞれの役員について1人まで含まれてよい

様式例・記載例（法第10条第1項第3号関係）

社員のうち10人以上の者の名簿

社員とは、社団の構成員の意味であり、
総会で議決権を持つ者のことである

特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏名	住所又は居所
〇〇 〇〇
△△ △△
⋮	⋮

(注意事項)

- 1 法人等が社員となる場合は、「氏名」に団体名と併せて代表者の肩書き、氏名を記載し、「住所又は居所」に団体の所在地を記載する。
- 2 必ず10人以上記載すること（社員全員を記載する必要はない）。

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、【 】年【 】月【 】日に開催された設立総会において確認しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

設立総会の日以降、申請日までの
日付を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
設立代表者 住所又は居所
氏名 〇〇 〇〇

「住所又は居所」「氏名」は、
住民票等のとおり正確に記入する

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件

- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- ハ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件

- 暴力団でないこと
- 暴力団の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと
- 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

- ・ 定款に定められている目的や事業に係る社会経済情勢やその問題点
- ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
- ・ 法人格が必要となった理由

等

2 申請に至るまでの経過

- ・ 法人の設立を發起し、申請するに至った動機や経緯
（活動実績がある場合は、これまで取り組んできた具体的活動内容）

等

設立総会の日以降、申請日までの
日付を記載する

〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人〇〇〇〇

設立代表者 住所又は居所

氏名 〇〇 〇〇

「住所又は居所」「氏名」は、
住民票等のとおり正確に記入する

特定非営利活動法人〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 日 時 令和××年××月××日 午後〇時～午後〇時
- 2 場 所 〇〇市××〇丁目〇番地 〇〇〇〇 〇〇会議室
- 3 出席者数 社員総数〇人のうち〇人出席（うち書面表決者〇人、表決委任者〇人）
- 4 議長の選出
- 5 審議事項
 - (1) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立について
 - (2) 第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法の第12条第1項第3号に該当することの確認について
 - (3) 第3号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款について
 - (4) 第4号議案 令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画及び活動予算について
 - (5) 第5号議案 設立当初の役員・役員報酬について
 - (6) 第6号議案 設立代表者選任と権限委譲に関する事項について
- 6 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (1) 司会者より議長に〇〇〇〇氏を指名、満場一致で承認され、議事に入った。
 - (2) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の設立について
議長より、当法人設立の趣旨について説明があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
 - (3) 第2号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法の第12条第1項第3号に該当することの確認について
続いて当団体が、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法の第12条第1項第3号に該当することが確認された。
 - (4) 第3号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇の定款について
議長より当法人の定款案について提案があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
（※定款で、事務所の所在地を最小行政区（市町村）までしか記載しない場合、正式な住所を示して議決を得たうえで、議事録にも以下のとおり正式な住所の記載が必要です。）
なお、定款第〇条に定める法人の事務所の所在地については、以下のとおりとすることを承認可決した。
主たる事務所 〇〇〇〇
従たる事務所 ××××（その他の事務所がある場合）
 - (5) 第4号議案 令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画及び活動予算について
議長より令和〇〇年度及び令和〇〇年度の事業計画案及び活動予算案について提案があり、審議の結果、全員異議なく承認可決された。
 - (6) 第5号議案 設立当初の役員・役員報酬について
設立当初の役員について提案があり、審議の結果、理事に〇〇〇〇氏、××××氏、△△△△氏、□□□□氏、◎◎◎◎氏、●●●●氏、○×○×氏、監事に△△△△氏が選出された。また、役員報酬は初年度なしとすることが全員異議なく承認可決された。

(7) 第6号議案 設立代表者選任と権限委譲に関する事項

議長は、設立代表者を選任し、所轄庁に対する設立認証申請手続きにかかる一切の権限を委譲したい旨を述べ、これを議場に諮ったところ全員異議なく賛成した。

設立代表者を互選したところ、次の者が選任され、被選任者はその就任を承諾した。

設立代表者 ○○○○氏

なお、議長から、設立認証申請の手続のために、定款その他の書類について、原案の骨子に変更のない程度の字句の修正については、設立代表者に一任することを諮ったところ、全員異議なくこれを承認された。

7 議事録署名人の選任に関する事項

議長より、議事録署名人として、××××氏、◎◎◎◎氏を選任したいとの提案があり、全員異議なく承認された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和××年××月××日

記名・押印 又は署名	議長	○○	○○	印
	議事録署名人	××	××	印
	同	◎◎	◎◎	印

(注意事項)

- 1 3には、書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記する。
- 2 議決の結果には、「承認可決された」または「否決された」旨を必ず記載する。

△△年度の事業計画書

法人成立の日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

定款附則の「設立当初の事業年度」の期間と一致させる

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの開設準備委員会を発足させる。

定款に記載した「事業」と完全に一致させる

実施する予定の事業は、下記の事項をもれなく記載する

活動予算書の事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
① 環境美化を目的として清掃を行う事業	・□□地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	年 2 回 (5 月と 10 月に行う。)	□□地域の通学路や駅周辺	20 人	□□地域の通学路や駅を利用する市民 不特定多数	500
② 活動支援を目的として助言を行う事業	・□□地域の通学路や駅周辺の清掃活動を検討している他団体の支援のため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。 ・本年度は、来年度の開設に向けた開設準備委員会を発足させる。	本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—	—
③ 自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・〇〇大学、行政、他の NPO 法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	年 1 回 (1 月に開催する。)	□□市文化会館	8 人	自然環境の保護に関心がある市民 50 人	600

その他の事業を行う場合のみ記載する

特定非営利活動に係る事業の事業内容と、その他の事業の事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、下記の事項を漏れなく記載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	事業費の 予算額 (千円)
① 会員相互の親睦会の開催	・会員相互の意見交換のため、〇〇会館にて親睦会を開催する。	年1回(12月)	〇〇会館	20人	100
② チャリティーコンサートの開催	・自然環境の保護に関する△△イベントにおいて、チャリティーコンサートを開催する。	・本事業年度は、実施予定なし。	—	—	—

活動予算書の「事業費計」の合計と全体の「事業費の予算額」の合計を一致させる

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

〇〇年度の事業計画書

〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの開設準備委員会の検討については、検討結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。事業年度内の開設を目標とする。

定款に記載した「事業」と完全に一致させる

実施する予定の事業は、下記の事項をもれなく記載する

活動予算書の事業費を事業別に区分している場合に記載する。区分していない場合は、任意の記載事項

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
①環境美化を目的として清掃を行う事業	・〇〇地域の通学路や駅周辺の清掃を行う。	年2回(5月と10月に行う。)	〇〇地域の通学路や駅周辺	20人	通学路や駅を利用する市民 不特定多数	600
②活動支援を目的として助言を行う事業	・〇〇地域の通学路や駅周辺の清掃を行う活動を検討している他団体を支援するため、電子メールの利用による助言窓口を開設する。	ホームページの開設後、随時実施する。	主たる事務所	3人	助言を希望する団体 4団体	200
③自然環境の保護に関する講演会を開催する事業	・〇〇大学、行政、他のNPO法人に所属し、自然環境の保護に関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	年2回(1月と7月に開催する。)	〇〇市文化会館	9人	自然環境の保護に関心がある市民 各回60人	1,300

その他の事業を行う場合のみ記載する
 特定非営利活動に係る事業の事業内容とその他の事業の
 事業内容とは、相違点を明らかにして記載する

実施する予定の事業は、
 下記の事項をもれなく記
 載する

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の 予定人数	事業費 の 予算額 (千円)
① 会員相互 の親睦会の 開催	・会員相互の意見交 換のため、親睦会 を開催する。	年1回(12月)	〇〇会館	20人	100
② チャリテ ィーコンサ ートの開催	・自然環境の保護に 関するイベントに おいて、チャリテ ィーコンサートを 開催する。	年1回(3月)	〇〇ホール	15人	600

活動予算書の「事業費計」の合
 計と全体の「事業費の予算額」
 の合計を一致させる

(注意事項)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 上記2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 上記2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」）

定款附則の「設立当初の事業年度」と一致させる

令和〇〇年度 活動予算書

法人成立の日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	200,000	500,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	10,000	10,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	500,000	500,000
4. 事業収益		
□□事業収益	450,000	
△△事業収益	400,000	850,000
5. その他収益		
雑収益	23,000	23,000
経常収益計		1,883,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	400,000	
法定福利費	52,000	
人件費計	452,000	
(2) その他経費		
諸謝金	300,000	
印刷製本費	200,000	
会議費	40,000	
旅費交通費	40,000	
通信運搬費	50,000	
消耗品費	20,000	
賃借料	90,000	
保険料	10,000	
その他経費計	750,000	
事業費計		1,202,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	200,000	
法定福利費	26,000	
人件費計	226,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	100,000	
会議費	30,000	
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	30,000	
消耗品費	24,000	
賃借料	90,000	
租税公課	71,000	
その他経費計	355,000	
管理費計		581,000
経常費用計		1,783,000
当期経常増減額		100,000
III 経常外収益		
経常外収益計		0

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載

IV 経常外費用			
経常外費用計	次期事業年度以降では「前期繰越正味財産額」となる		0
当期正味財産増減額			100,000
設立時正味財産額	次期事業年度活動予算書の「前期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する		0
次期繰越正味財産額			100,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は手引き71頁の様式例を参照

(注意事項)

重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は71頁の様式例を参照）。

【「活動計算書（活動予算書）の科目例」は81頁を参照。】

様式例・記載例（法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」）

令和〇〇年度 活動予算書

次期事業年度の自至年月日を記載

令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	350,000	650,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	100,000	100,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	300,000	
受取補助金	300,000	600,000
4. 事業収益		
□□事業収益	800,000	
△△事業収益	600,000	1,400,000
5. その他収益		
受取利息	500	
雑収益	10,000	10,500
経常収益計		2,760,500
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	650,000	
法定福利費	75,000	
福利厚生費	5,000	
人件費計	725,000	
(2) その他経費		
諸謝金	350,000	
印刷製本費	100,000	
会議費	40,000	
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	40,000	
消耗品費	30,000	
賃借料	120,000	
保険料	25,000	
その他経費計	755,000	
事業費計		1,480,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	650,000	
法定福利費	75,000	
福利厚生費	0	
人件費計	725,000	
(2) その他経費		
印刷製本費	10,000	
会議費	40,000	
旅費交通費	30,000	
通信運搬費	60,000	
消耗品費	36,000	
賃借料	120,000	
減価償却費	100,000	
租税公課	71,000	
その他経費計	467,000	
管理費計		1,192,000
経常費用計		2,672,000
当期経常増減額		88,500
III 経常外収益		
経常外収益計		0

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載

人件費とその他経費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載

IV 経常外費用			
経常外費用計	設立の次年度以降は「前期繰越正味財産額」となる		0
当期正味財産増減額			88,500
前期繰越正味財産額			100,000
次期繰越正味財産額		当初年度活動予算書（前事業年度活動計算書）の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する	188,500

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。その他の事業を行う場合は手引き72頁の様式例を参照

(注意事項)

重要性が高いと判断される用途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む。）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい（表示例は71頁の様式例を参照）。

【「活動計算書（活動予算書）の科目例」は81頁を参照。】

和歌山県知事 様

申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称
申請者氏名又は代表者氏名
電話番号

補正書

年 月 日に申請した[補正する書類の種類]について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項（同法第25条第5項及び同法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1 補正の内容

補正後	申請段階

補正後と申請段階の対照表は、以下のように作成する

補正後	申請段階
第〇条 ○○○○…	第〇条 △△△△…
⋮	⋮

2 補正の理由

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 [補正する書類の種類]には、申請書の場合はその申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- 3 上記1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- 4 補正書には、補正後の書類を添付すること。

4 NPO 法人設立認証申請書類の提出について

※ NPO 法人の設立認証申請書類の提出に当たっては、下記の点にご注意ください。

1 書類の提出について

- (1) 申請書類は、和歌山県県民生活課ホームページからダウンロードできます。Word、Excel、PDF 形式で掲載しています。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/index.html>

正式に申請をいただくまでに、お互いの事務をスムーズにするため確認させていただきたいこともありますので、まずは事前に和歌山県県民生活課まで電話にてご連絡をいただきますようお願いいたします。

- (2) 事業の内容によっては、他の機関への申請等が必要な場合があります。また、定款中の事業名を明確にする必要のある場合もあります。

例えば、介護保険サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所指導監査課）、障害福祉サービス事業は各振興局健康福祉部（和歌山市で事業をおこなう場合は和歌山市役所障害者支援課）が窓口となっていますので、そちらにお問い合わせください。

- (3) 書類の不備にご注意ください。

- ① 設立認証申請書は、県規則により様式が決まっていますので、その様式を使用してください。
- ② 申請書と定款の内容に相違のないようにお願いします。
- ③ 誤字、脱字等のないようにお願いします。

- (4) 書類の提出方法

① 書類のサイズ

住民票を除き、書類はA4サイズで提出してください。

② 定款

原本証明及び袋とじの必要はありません。

③ 就任承諾及び誓約書の謄本

原本は法人で保管し、コピーを提出してください。原本証明の必要はありません。

④ 役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）

「住民票の写し」とは、市町村の窓口で交付されたものであり、コピーは不可です。また、6カ月以内に交付されたものに限りです。

⑤ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

内容は38頁の記載例を参考にしてください。

原本は法人で保管し、コピーを提出してください。議事録が2枚にわたる場合は、議長及び議事録署名人の割印が必要です。

⑥ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに活動予算書

事業計画書と活動予算書は設立当初の事業年度と翌事業年度との2年度分が必要です。設立時点での年度を初年度とし、法人設立見込日から残りの期間のものを作成してください。また、事業計画書と活動予算書の定款の事業名は、定款の事業を転記し、事業計画書と活動

予算書の事業支出額は金額を合わせてください。

2 申請書提出後にお願いしたいこと

申請書を正式に受理した後、県で法に基づき、申請書類の一部を県庁県民生活課内と県 NPO サポートセンター内において、2週間縦覧します。また、和歌山県のホームページにおいても、申請内容を公表します。

この間に、法人印を作成するとともに、主たる事務所の管轄の法務局で、NPO 法人の登記申請と法人印の登録方法をお尋ねください。認証書をお渡ししてから2週間以内に登記をする必要がありますので、事前に申請方法を聞いておくことスムーズに登記が行えます。

また、収益事業を行う予定の場合は、事前に税務署等にご相談ください。

※特定非営利活動にかかる事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する場合には、当該事業から生ずる所得について法人税等が課税されます。

5 認証後の法律手続について

特定非営利活動法人の設立認証後の手続については下記のとおりです。

なお、それぞれの手続を怠ると処罰される場合がありますので、ご注意ください。

また、収益事業を行う法人や有給の職員を雇用する法人にあつては、税務、社会保険、労働、雇用関係の手続が必要となりますので、各関係機関にお問い合わせのうえ、各種手続きを済ませてください。

○ 認証直後

(1) 法務局へ

・法人設立登記

法務局で NPO 法人設立の登記をしてください。登記が完了して初めて法人となります（法 13①）。

認証書の交付を受けた日から 2 週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしてください。（組登令 3）なお、登記に関する詳細については、法務局の窓口へお問い合わせください。

(2) 所轄庁へ

・設立登記完了届出書

法務局で設立の登記をされた後、すみやかに所轄庁に以下の書類を提出してください（法 13②、県規則 4）。

- ① 設立登記完了届出書（規則第 4 条 別記第 3 号様式）
- ② 設立登記をしたことを証する登記事項証明書
- ③ 設立時の財産目録

○ 法人設立後

NPO 法人設立後は、NPO 法はもとより、関係法令を遵守し、法人の適正な運営・管理に努めてください。

適正な管理・運営を行うにあたっての留意事項は、第 3 章の「NPO 法人の管理・運営について」をご確認ください。

6 設立登記完了後に提出する書類

提出書類のリスト	参照頁
設立登記完了届出書	53
登記事項証明書	—
設立の時の財産目録	54

様式は、和歌山県県民生活課ホームページからダウンロードできます。
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/npo/index.html>

様式例・記載例 (法第13条第2項関係)
別記第3号様式(第4条関係)

和歌山県知事 様

届出書の提出年月日を記載する

年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇
と記載する

特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 設立登記をしたことを証する登記事項証明書
 - (2) 設立の時の財産目録

設立の時の財産目録
 ○○年○○月○○日現在

登記事項証明書に記載してある「法人成立の年月日」を記載する
 特定非営利活動法人○○○○
 （単位：円）

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
手元現金	×××		
××銀行普通預金	×××		
未収金			
××事業未収金	×××		
.....	×××		
流動資産合計		×××	
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
什器備品			
パソコン1台	×××		
応接セット	×××		
.....	×××		
歴史的資料	評価せず		
.....	×××		
有形固定資産計	×××		
(2) 無形固定資産			
ソフトウェア			
財務ソフト	×××		
.....	×××		
無形固定資産計	×××		
(3) 投資その他の資産			
敷金	×××		
○○特定資産			
××銀行定期預金	×××		
.....	×××		
投資その他の資産計	×××		
固定資産合計		×××	
資産合計			×××
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金			
事務用品購入代	×××		
.....	×××		
預り金			
源泉所得税預り金	×××		
.....	×××		
流動負債合計		×××	
2. 固定負債			
長期借入金	×××		
××銀行借入金	×××		
.....	×××		
固定負債合計		×××	
負債合計			×××
正味財産			×××

正味財産 = 資産合計 - 負債合計